

広島大学、海上保安大学校及び商船系高等専門学校との  
交流と連携・協力の推進に関する包括協定書

国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）、海上保安大学校（以下「乙」という。）と商船系高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構富山高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構広島商船高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校。以下「丙」という。）とは、相互の教育・研究活動の交流と連携・協力の推進にあたり、次のとおり包括的な協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙の理念を尊重の上、教育・研究活動の包括的な交流と連携・協力の推進によって、甲乙丙の人材の育成に寄与し、わが国の教育・研究の一層の進展に資することを目的とする。

（目的達成への努力）

第2条 甲乙丙は、前条に規定する目的達成に向けて、教育・研究について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努めるものとする。

（連携・協力事項）

第3条 甲乙丙は、平等互惠の精神に基づいて、次に掲げる事項について、連携・協力を推進する。

- (1) 教育・研究に関する事項
- (2) 教職員間の交流に関する事項
- (3) 学生交流に関する事項
- (4) 実験・実習・実技に関わる施設の相互利用に関する事項
- (5) 地域(社会)貢献及び国際貢献事業に関する事項
- (6) その他、本目的を達成するために必要な事項

2 甲乙丙は、前項の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定等を締結できるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲、乙、丙のいずれかから、相手方に対し協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって3年間自動的に継続更新されるものとし、以降も同様に取り扱う。

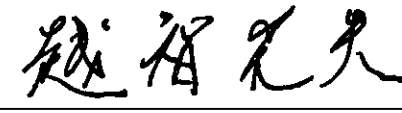
（協定の解釈等）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙丙で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を7通作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年3月14日

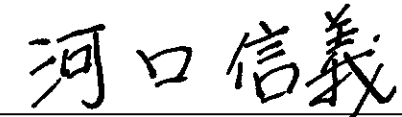
国立大学法人広島大学  
学長 越智 光夫



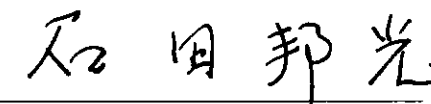
独立行政法人国立高等専門学校機構  
富山高等専門学校  
校長 國枝 佳明



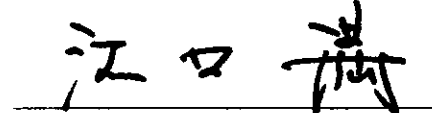
独立行政法人国立高等専門学校機構  
広島商船高等専門学校  
校長 河口 信義



独立行政法人国立高等専門学校機構  
弓削商船高等専門学校  
校長 石田 邦光



海上保安大学校長  
大学校長 江口 満



独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校  
校長 和泉 充



独立行政法人国立高等専門学校機構  
大島商船高等専門学校  
校長 古莊 雅生

